

(火を使用する設備に付属する煙突)

第24条 火を使用する設備（燃料電池発電設備を除く。）に付属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 構造又は材質に応じ、支杵、支線、腕金具等で固定すること。
- (2) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。
- (3) 容易に清掃ができる構造とすること。
- (4) 火粉を飛散するおそれのある設備に付属するものにあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。
- (5) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。

### 【解釈及び運用】

本条の適用を受ける煙突は、建築基準法施行令第115条に規定されている「建築物に設ける煙突」だけでなく、屋外に設ける焼却炉等を含む「火を使用する設備に付属する煙突」である。本条は煙突の維持管理に関する事項など、同施行令第115条に規定されていない火災予防上必要な事項について規制したものである。また、建築基準法施行令第115条の適用を受けない屋外に設けられた焼却炉等の煙突に対しても、同条を準用している。

なお、建築基準法上の取り扱いでは、「煙突」は、燃焼器具等に接続して設けられ、燃焼ガスが室内を経由することなく燃焼器具から直接屋外へ排出できるものをいい、「排気筒」は、排出された室内の排ガスを室内の空気とともに排出するものをいう。(図1参照) また、ガス事業法上の「排気筒」は、建築基準法上の「煙突」に該当する。火災予防条例上の煙突は、建築基準法上の「煙突」と同様、燃焼機器等に接続して設けられた物をいう。

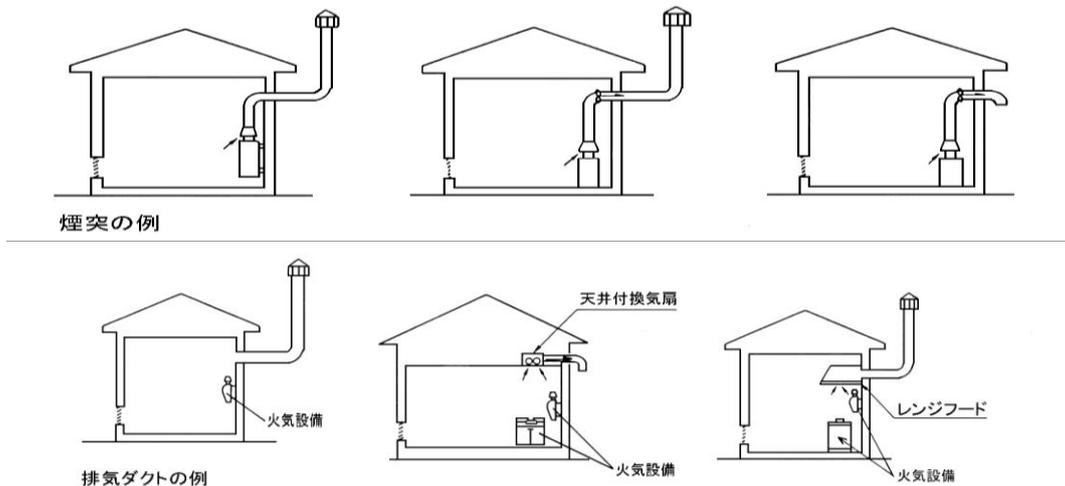


図1 建築基準法による煙突と排気ダクトの違い

#### 1 第1項第1号

煙突が風、雪又は衝撃等により脱落、転倒又は破壊等して、火の粉等により火災が発生したり、又は酸欠事故が発生することを防止することを規定したものである。(図2参照)

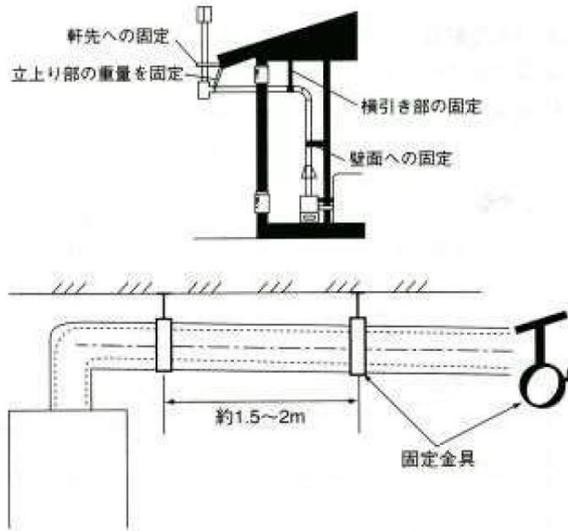
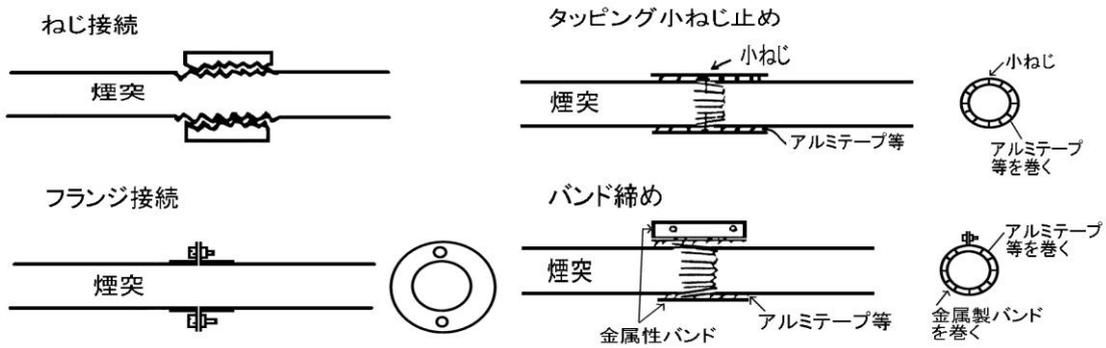


図2 排気筒の固定の例

2 第1項第2号

離脱又は排気漏れによって熱伝導し、着火することを防止するため規定したものである。

「容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造」とは、ねじ接続、フランジ接続、ロック機構付接続の他、差し込み接続を使用する場合は、タッピング小ねじ止、又はバンド締めと同等以上の固定方法とすることをいう。



3 第1項第5号

(1) 建築基準法施行令第115条第1項第1号

煙突から排出される火の粉及び熱気による屋根、側壁等への火災危険を防止するために、屋根から60cm以上高くすることとしている（図3参照）。これにより、火の粉が消える可能性が高くなること、熱気流が冷えること及び火の粉の分布密度が減少することを期待したものである。

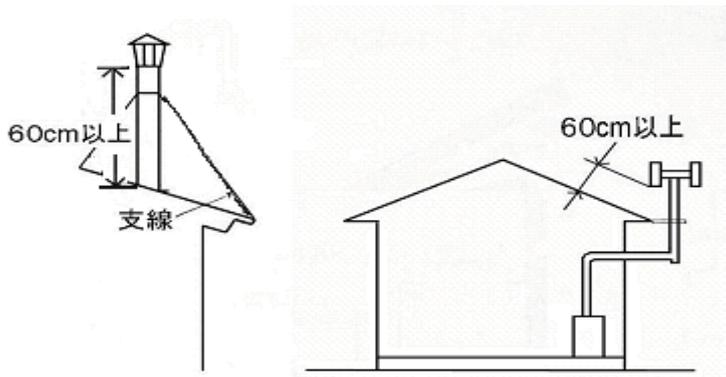


図 3

(2) 建築基準法施行令第115条第1項第2号

前(1)と同じ趣旨により、図4のように設置することを規定したものである。

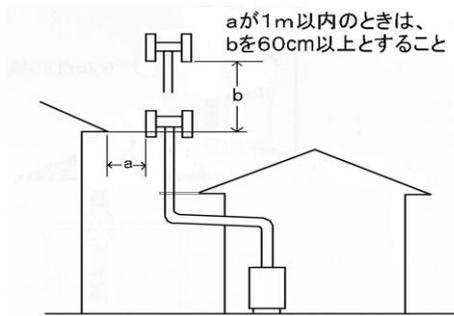


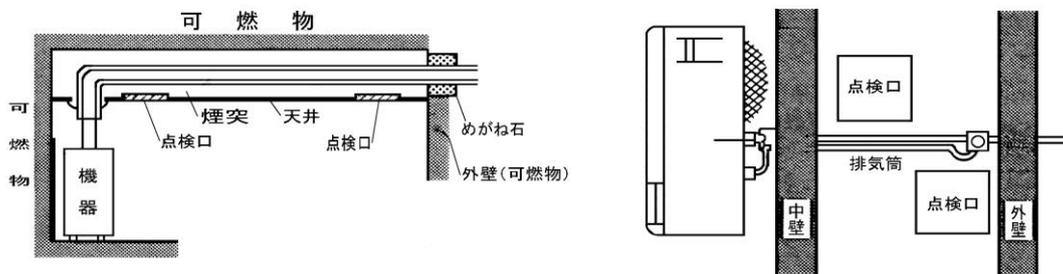
図 4

(3) 建築基準法施行令第115条第1項第3号イ(1)

耐火構造以外の煙突について、それが小屋裏部分、天井裏部分、床裏部分、押入れ等通常人目に触れにくい部分及び煙突、煙道の存する狭く仕切られた部分等で、破損、亀裂等の損傷や加熱により、火災を発生する危険が大きいことを考えて、これを排除する目的で規定したものである。金属の被覆を禁止したのは熱を伝え易く、火災発生の危険があるからである。

天井裏設置の場合

床下設置の場合



「**金属以外の不燃材料**」とは、ロックウール等をいい、覆った場合の表面温度が80℃未満になるまで被覆する必要がある。

(4) 建築基準法施行令第115条第1項第3号イ(2)

耐火構造以外の煙突は、熱の放射による周囲の可燃物への着火の可能性があるので、これを防止するために規定したものである。

なお、金属以外の不燃材料で10cm以上被覆する部分については、遮熱効果があると考えて除外している。(図5参照)

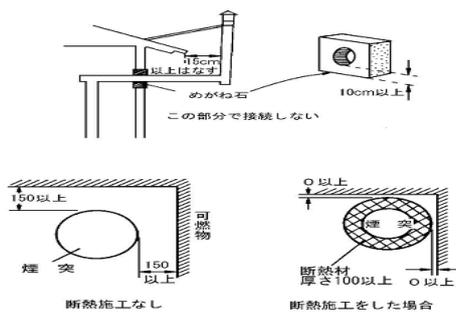


図 5 煙突と周囲との離隔距離 (mm)

また、窓を貫通する場合、周囲の可燃物に着火するおそれのないよう、相当程度の大きさの金属をもってめがね石代用の措置をした場合は、遮熱材料で有効に被覆したものと考えて差し支えない。めがね石の厚み、大きさ、設け方等及び遮熱材料の材質、厚さ、大きさ、設け方等については、熱の伝導を妨げうるようにすべきである。(図6参照)。

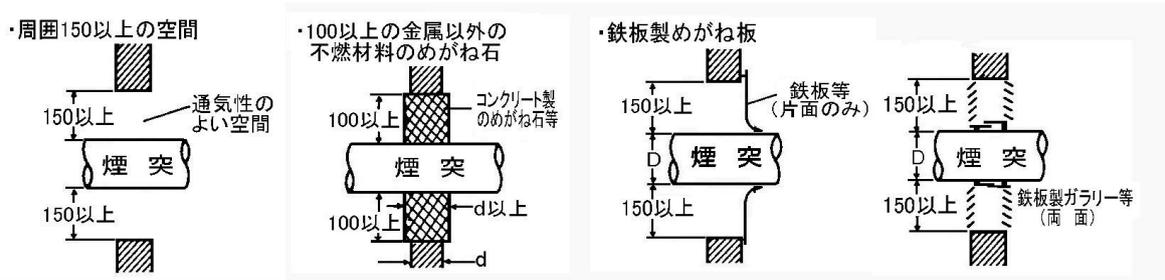


図6 可燃性壁体貫通部にめがね石等を使用する場合の設置例

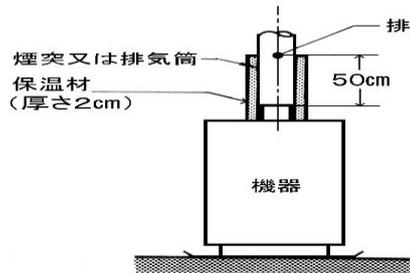
(5) 建築基準法施行令第115条第2項

建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号の規定について、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により支障がないと認める煙突にあつては、適用しなくてもよいとする緩和の規定である。

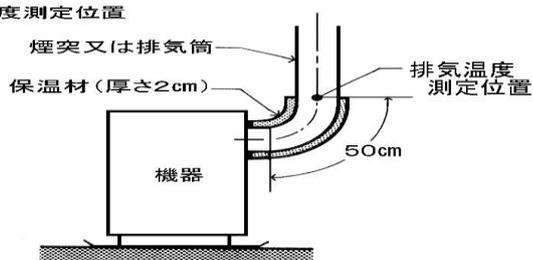
ア「煙道接続口における温度」とは、次図の位置で測定した温度をいう。

(ア) 半密閉式・自然通気形及び強制通気形の場合

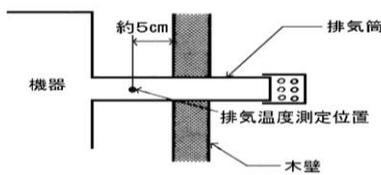
a 煙突又は排気筒取付口が上部にある場合



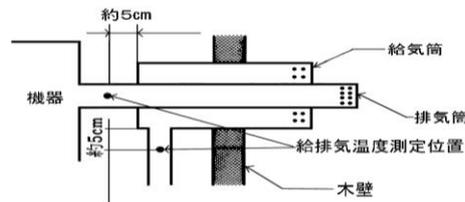
b 煙突又は排気筒取付口が側部にある場合



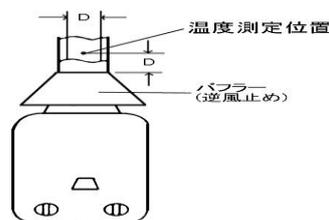
(イ) 半密閉式・強制排気形の場合



(ウ) 密閉式・強制排気形の場合



(エ) バフラーが付いている場合



一般の家庭用に使われる燃焼機器の排気温度は、通常260℃以下と考えられるが、業務用等特殊

なものについては注意を要する。

なお、排気温度は、機器の取扱説明書に記載されることになっている。

イ 下記のとおり煙突を設置した場合は、建築基準法施行令第115条第1項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

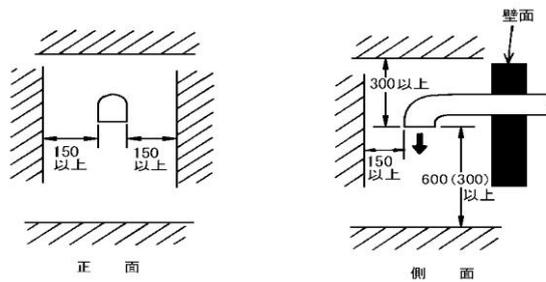
煙突と建築物等との離隔距離の設置基準に対する緩和の基準を定めたものである。

表1 煙突周囲の離隔距離 (mm以上)

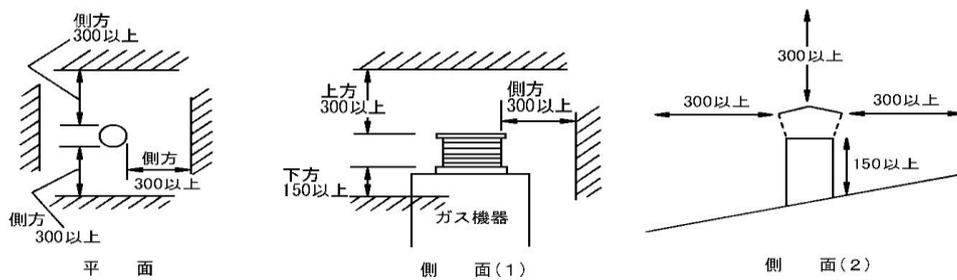
離隔距離 吹き出し方向	上 方	側 方	下 方	前 方
下向き1方向	300	150	600(300)	150
水平面全周	300	300	150	300
鉛直面全周	600(300)	150	150	150
斜め全周	600(300)	150	150	300
斜め下向き	300	150	300	300
水平1方向	300	150	150	600(300)

注 ( ) 内は、防熱板を取付けた場合及び「不燃材料で有効に仕上げをした建築物の部分等」との寸法を示す。

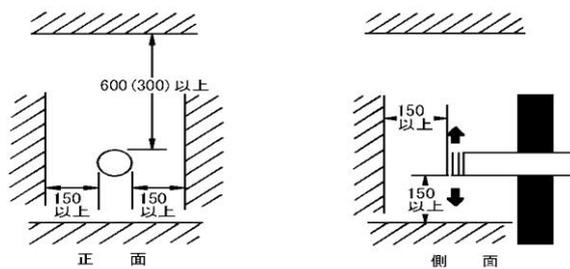
(ア) 下向き1方向吹き出し



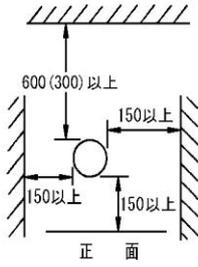
(イ) 水平面全周吹き出し



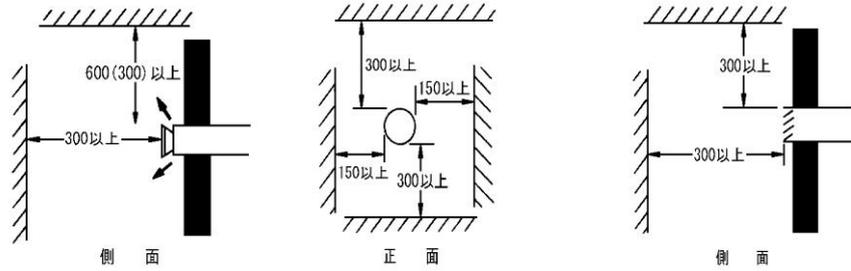
(ウ) 鉛直面全周吹き出し



(エ) 斜め全周吹出し



(オ) 斜め下向き吹出し



(カ) 水平1方向吹出し

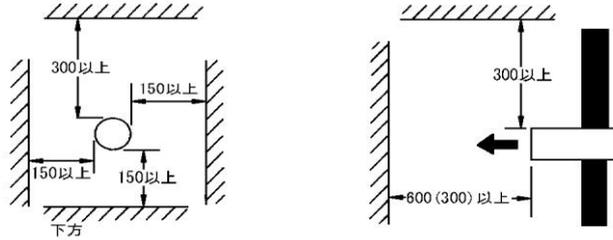


図7 設置例

注 (エ)(オ)のトップのように取付壁面との距離が150mm未満となっているものは、公的検査機関による温度上昇試験を行いその安全性が確認されたものである。

ウ 下記のとおり煙突を設置した場合は、建築基準法施行令第115条第1項第3号の規定は、適用しない。

煙突が壁等を貫通する場合等の可燃材料からの設置基準に対する緩和の基準を定めたものである。

その設置例は、次のとおりである。

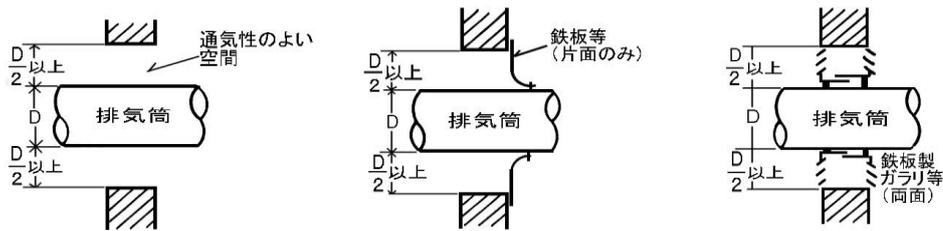


図8 煙突の開放貫通部に通気性のある空間がある場合

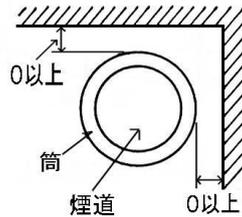


図9 煙道の外側に筒を設け、煙道と筒の間に燃焼に必要な空気を屋外から有効に取り入れられる構造の煙突（給排気筒）の部分で防火上支障ない場合

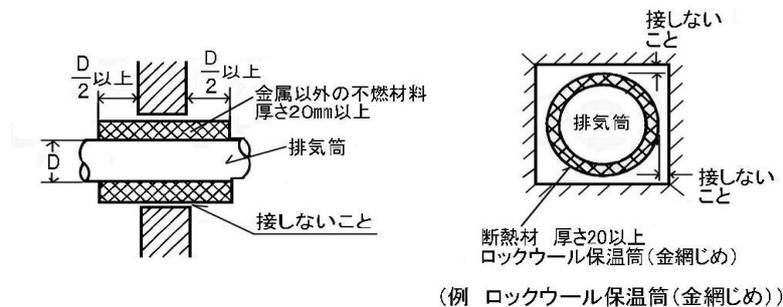


図10 厚さ 2 cm以上の金属以外の不燃材料で有効に覆った場合

### 建築基準法施行令

(建築物に設ける煙突)

第115条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

- 一 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を60cm以上とすること。
- 二 煙突の高さは、その先端からの水平距離 1 m以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から60cm以上高くすること。
- 三 煙突は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。
  - イ 次に掲げる基準に適合するものであること。
    - (1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
    - (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から15cm以上離して設けること。ただし、厚さが10cm以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りでない。
  - ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

四 (中略)

- 2 前項第一号から第三号までの規定は、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場合には、適用しない。

**煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を定める件**

[平成16年9月29日国土交通省告示第1168号]

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条第1項第三号イ（1）の規定に基づき、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令第115条第1項第三号イ（1）に規定する煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 不燃材料で造り、かつ、有効に断熱された構造とすること。
- 二 金属その他の断熱性を有しない不燃材料で造った部分（前号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる基準に適合していること。
  - イ 煙道の外側に筒を設け、その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空気が有効に取り入れられる構造で防火上支障がないものとする。
  - ロ 断熱性を有する不燃材料で覆い、有効に断熱された構造とすること。

**建築基準法施行令第百十五条第一項第一号から第三号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない煙突の基準を定める件**

[昭和56年6月1日建設省告示第1098号]

[最終改正 平成12年5月30日建設省告示第1404号]

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条第2項の規定に基づき、同条第1項第一号から第三号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない基準を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第115条第1項第一号又は第二号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 煙突（ボイラーに設ける煙突を除く。以下同じ。）が、次のイからハまでの一に該当するものであること。
  - イ 換気上有効な換気扇その他これに類するもの（以下「換気扇等」という。）を有する火を使用する設備又は器具に設けるものであること。
  - ロ 換気扇等を有するものであること。
  - ハ 直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物（以下「廃ガス等」という。）を直接屋外に排出することができる火を使用する設備又は器具に設けるものであること。
- 二 廃ガス等が、火粉を含まず、かつ、廃ガス等の温度（煙道接続口（火を使用する設備又は器具がバフラーを有する場合においては、その直上部）における温度をいう。以下同じ。）が、260度以下であること。
- 三 木材その他の可燃材料（以下「木材等」という。）が、次に掲げる位置にないこと。
  - イ 先端を下向きにした煙突にあつては、その排気のための開口部の各点からの水平距離が15cm以内で、かつ、垂直距離が上方30cm、下方60cm以内の位置
  - ロ 防風板等を設けて廃ガス等が煙突の全周にわたって吹き出すものとした構造で、かつ、廃ガス等の吹き出し方向が水平平面内にある煙突にあつては、その排気のための開口部の各点

からの水平距離が30cm以内で、かつ、垂直距離が上方30cm、下方15cm以内の位置

ハ 防風板等を設けて廃ガス等が煙突の全周にわたって吹き出すものとした構造で、かつ、廃ガス等の吹き出し方向が鉛直平面内にある煙突にあっては、その排気のための開口部の各点からの水平距離が15cm以内で、かつ、垂直距離が上方60cm、下方15cm以内の位置

第2 令第115条第1項第三号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。

一 廃ガス等の温度が、260度以下であること。

二 次のイからニまでの一に該当すること。

イ 煙突が、木材等から当該煙突の半径以上離して設けられること。

ロ 煙道の外側に筒を設け、その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空気が有効に取り入れられるものとした構造の煙突で防火上支障がないものであること。

ハ 厚さが2cm以上の金属以外の不燃材料で有効に断熱された煙突の部分であること。

ニ 煙突の外壁等の貫通部で不燃材料で造られたためがね石等を防火上支障がないように設けた部分であること。

三 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃材料で覆うこと。

第3 令第115条第1項第一号から第三号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。

一 第1第一号に適合するものであること。

二 廃ガス等が、火粉を含まず、かつ、廃ガス等の温度が、100度以下であること。

三 煙突が延焼のおそれのある外壁を貫通する場合にあっては、煙突は不燃材料で造ること。ただし、外壁の開口面積が100cm<sup>2</sup>以内で、かつ、外壁の開口部に鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆いを設ける場合又は地面からの高さが1m以下の開口部に網目2mm以下の金網を設ける場合にあっては、この限りでない。

#### (基準の特例)

第25条 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくても、火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいて、適用しない。

#### 【予防規則】

##### (例外規定による認定)

第19条 消防長にあっては条例第25条、第31条、第32条第1項ただし書、第52条、第62条及び第65条の規定により、消防署長にあっては条例第65条の規定により、それぞれ認定をしようとするときは、当該防火対象物の関係者から資料を提出させ、又は当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査して行うものとする。

【解釈及び運用】

本条は、本節の基準によらなくても消防長が火災予防上安全であると認めた火気設備については、特例設置を認めることができることとして、弾力的に運用ができるように規定したものである。

火を使用する器具についても、第31条で基準の特例の規定を設けている。

- 1 本条の具体的な運用として、第2条の【解釈及び運用】4で概略を述べたが、現在は、関係官庁、消防機関、学識経験者、関係団体からなる「防火性能評定委員会」を組織し、液体又は気体燃料を使用する新しく開発された燃焼機器についての防火上の有効性を評定し、これらの燃焼機器に対する基準の特例についてシステム的に処理する体制が整っている。

これは、今後、科学技術進歩に伴って、防火性能の優れた燃焼機器や全く予想もしない特殊な設備が出現してきた場合、その防火性能を評定することができるようにしたものである。そうすることによって、基準の特例申請を行う場合、窓口が各消防本部となっているため、全国的に設置する場合の大量生産的な燃焼機器に対する特例申請の窓口の一本化による製造業者の利便化並びに各消防本部における火気設備に対する検査の簡素化を図ったものである。

更に、現行の火災予防条例上では、別表に掲げる入力値を超える燃焼機器については、第2条第1項第1号に規定する「火災予防上安全な距離」を規定していないため、本委員会で当該離隔距離を決定し、これらの特例を認めた「離隔距離」及び「火災予防上安全な距離」について、本委員会の表示ラベルを貼付することとしている。このラベルにより他の燃焼機器との区別を明確にし、適正に設置させることが必要である。

- 2 評定の方法は基準評定方式と型式評定方式がある。

「基準評定方式」は、燃焼機器でも大量生産的なもので、一品一品評定するのではなく、試験基準を定め、その基準に従って試験することにより評定する方法である。

「型式評定方式」は、単品生産的な燃焼機器に対して行う評定方式で、まず試験基準を定め、その基準に従って試験を行い、試験結果に基づきその機器に対する離隔距離を評定する方法である。

- 3 防火性能評定委員会において評定を受けた製品には、表示ラベルが貼付される。

なお、表示ラベルの「可燃物からの離隔距離」の可燃物とは、建築物の可燃性の構造の部分及び可燃性の物品をいう。

(表示ラベルの例)

※ガス機器防火性能評定

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離 (c m)			
上方	側方	前方	後方
以上	以上	以上	以上
ガス機器防火性能評定委員会			

ガス機器防火性能評定品				
可燃物からの離隔距離 (c m)				
本体 周囲	上方	側方	前方	後方
	以上	以上	以上	以上
本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方
	以上	以上	以上	以上
ガス機器防火性能評定委員会				

※石油燃焼機器防火性能評定

石油燃焼機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離（c m）			
上方	側方	前方	後方
石油燃焼機器防火性能評定委員会			

石油燃焼機器防火性能評定品				
可燃物からの離隔距離（c m）				
本体 周囲	上方	側方	前方	後方
本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方
石油燃焼機器防火性能評定委員会				

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準  
(液体燃料を使用する器具)

第26条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。
    - ア 別表第1の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離
    - イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離
  - (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
  - (3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
  - (4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
  - (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。
  - (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
  - (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。
  - (8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
  - (9) 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
  - (9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。
  - (10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
  - (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
  - (12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。
  - (13) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定する者に、必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。
- 2 液体燃料を使用する移動式のストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

別表第1 (第26条関係)

単位：センチメートル

種 類				離 隔 距 離 (cm)						
				入 力	上 方	測 方	前 方	後 方	備 考	
移動式 ストーブ	液体 燃料	不 燃 以 外	開放式	放射型	7kW以下	100	50	100	20	
				自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	100	
					7kW以下	100	50	50	50	
			強制対流型	温風を前方向に 吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15	
					7kWを超え12kW以下	100	150	150	150	
				温風を全周方向 に吹き出すもの	7kW以下	100	100	100	100	
	不 燃	開放式	放射型	7kW以下	80	30	-	5		
			自然対流型	7kWを超え12kW以下	120	100	-	100		
				7kW以下	80	30	-	30		
			強制対流型	温風を前方向に 吹き出すもの	12kW以下	80	5	-	5	

					温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	80	150	-	150
						7kW以下	80	100	-	100

### 【予防規則】

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第15条 条例第2条第2項第3号(条例第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第10条第3項、第11条、第12条及び第14条第2項において準用する場合を含む。)、第17条第1項第11号(条例第12条の2第1項及び第3項、第17条第3項、第17条の2第2項、第18条第2項及び第3項、第19条第2項及び第4項、第20条第2項、第21条第2項並びに第22条第2項において準用する場合を含む。)及び第26条第1項第13号の規定による必要な知識及び技能を有する者の指定は、告示して行うものとする。

### 【告示】

○必要な知識及び技能を有する者の指定

(田辺市消防本部告示第1号)

田辺市火災予防条例(平成17年田辺市条例第179号。以下「条例」という。)第2条第2項第3号、第17条第1項第11号及び第26条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を、平成17年5月1日から次のとおり指定する。

(中略)

3 条例第26条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

### 【解釈及び運用】

1 本条は、液体燃料を使用する移動式ストーブ、移動式こんろ等の器具の取扱いについて規定したものである。

「**移動式の石油ストーブ**」とは、石油ストーブのうち、煙突を有しない等、容易に移動させることが可能なものをいう。

なお、設備とは、使用形態上容易に移動できないものをいい、移動式こんろ、移動式ストーブ等については、火を使用する器具として取り扱う。

2 第1項第1号

液体燃料を使用する移動式ストーブ及び移動式こんろを設置する場合の可燃物等からの離隔距離を定めた規定である。

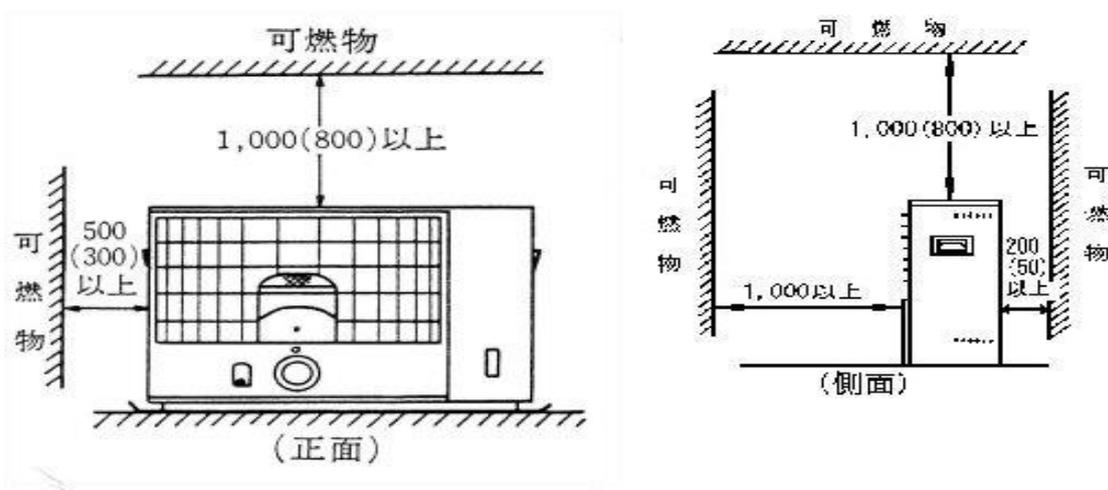
なお、本項でいう移動式ストーブ及び移動式こんろは、J I S又はこれと同等以上の基準に適合したものに限られる。これらの器具には、次のいずれかの証票が付されている。



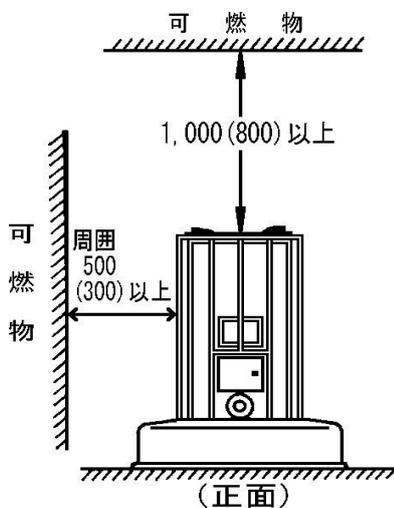
(1) 設置例

なお、離隔距離については、「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品」から保たなければならない離隔距離による。「不燃材料で防火上有功に仕上げをした建築物等及び防熱板」から保たなければならない離隔距離については、別表第1[不燃]の欄参照。

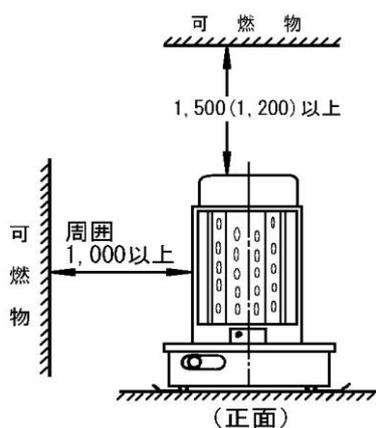
ア 開放式放射型



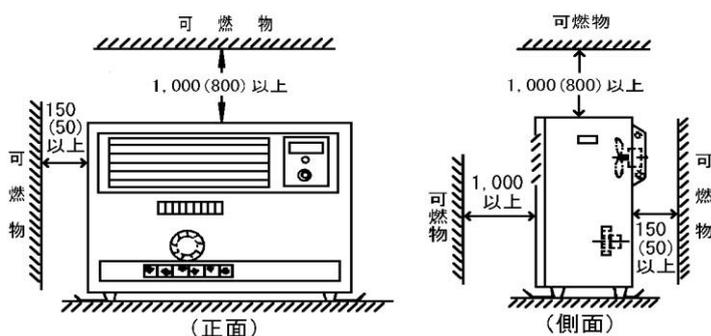
イ 開放式・自然対流型 (入力が7キロワット以下)



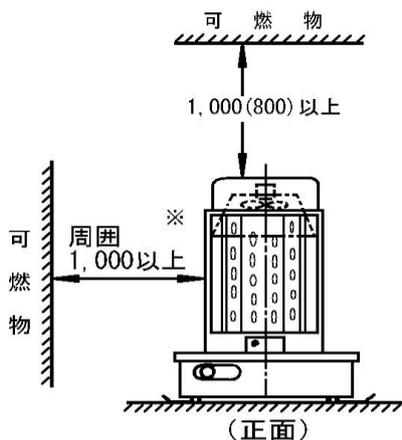
ウ 開放式・自然対流型（入力が7キロワットを超え12キロワット以下）



エ 開放式・強制対流型（温風を前方向に吹き出すもの）



オ 開放式・強制対流型（温風を全周方向に吹き出すもの）



※の離隔距離は、入力が7キロワット以下のものであり、入力が7キロワットを超え12キロワット以下のものは、周囲150cm以上とする。

注 ( ) 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

図1 移動式ストーブと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm)

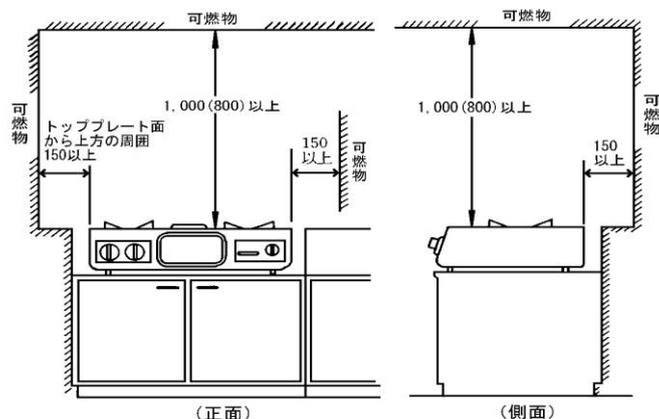


図2 こんろと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm)

(2) J I S又はこれと同等以上の基準に適合しないものは、火災予防上問題であり、個々の器具について、安全性の確認をする必要がある。

液体燃料を使用する移動式ストーブ、移動式こんろ等から付近の可燃物への着火を防止するための規定である。

### 3 第1項第2号

移動式こんろ又は移動式ストーブが火源となって、可燃性のガス又は蒸気に引火することを防止するための規定である。この規定の趣旨に基づいて、こんろ又は移動式ストーブの使用中に、引火するおそれのある可燃性のガス又は蒸気を出す物品を取り扱うことは避けるべきである。

「**可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所**」とは、第2条第1項第3号の「可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置」に同じ。

### 4 第1項第3号

平常時のみでなく、地震が発生した場合の可燃物の落下をも含めた規制であり、振動により容易に可燃物が落下するおそれがある場所も、当然避けなければならない。

「**地震等**」とは、地震及び振動をいう。地震については、震度6弱程度の地震をいい、震動については、上記の地震程度の震動をいう。

「**地震等により容易に落下する**」とは、器具を箱等の台の上において使用したり、上がり框等、段違いとなっている場所、縁の端などで使用していると、地震等の震動により転落するおそれがあるので、こういう状態になるおそれのあることをいう。

### 5 第1項第5号

移動式ストーブ又は移動式こんろの使用に際し、下部への伝熱等による火災発生危険を排除しようとする規定である。木造の床上、畳上等で使用するときには、火災発生危険を排除することのできる不燃性の台の上で使用しなければならない。

### 6 第1項第6号

当然の事項を規定したものであるが、火災原因の実態からみれば、故障、破損のままの使用が相当に多いので、特に明記したものである。

### 7 第1項第7号

移動式ストーブ又は移動式こんろは、それぞれ暖房、炊事特定の用途に使用するように造られており、通常、機能上他の器具の代用として用いることは予想されていない。

したがって、そのような予想されていない使用方法をした場合は、当然火災危険が生じるので、これを禁止したものである。

#### 8 第1項第8号

構造上、本来予想され、限定された使用燃料以外の燃料を使用することを禁止し、器具の安全度を超えた使用がなされることを禁止する規定である。灯油を使用することを前提とした石油こんろやストーブにガソリンを使用することなどは、本号の規定に抵触する。

#### 9 第1項第9号

火災予防の第一歩というべき基本的事項であるが、とかく忘れがちであり、器具が正常であっても、火災危険を発生させる結果になるので、特に規定することとしたものである。万一火災発生の際は、初期消火に支障を来し、火災の拡大を速やかにするなどの支障を生じることからも、厳に注意を要するものである。

#### 10 第1項第9号の2

多数の者が集合する催しにおいて、火災が発生した場合に初期消火が極めて重要であることから、対象火気器具等を使用する者に対して、消火器の準備を義務付けたものである。

(1) 「多数の者が集合する催し」とは、屋内、屋外を問わず、一定の場所に一時的に人が集合することにより混雑が生じ、火災発生時の危険性が高まる催しであって、祭礼、縁日、花火大会、展示会、夏祭り等の一定の社会的広がりをもつ催しを指す。したがって、バーベキュー、地藏盆、学園祭、保育所、幼稚園等のうち、個人的なつながりによるもの又は参加者が相互に面識がある者に限定されるものは対象外となる。

#### (2) 消火器について

消火器は、原則として対象火気器具等を使用する者が準備することとなるが、催しの関係者が準備することは妨げない。また、原則として対象火気器具等を使用する露店ごとに消火器を準備することとなるが、一のテント内に複数の対象火気器具等があり、使用者が異なる場合であっても、複数の使用者が協力して有効に初期消火が行える場合には、共同して消火器を準備することを妨げない（歩行距離は問わない）。ただし、政令第10条関係規定に基づき設置されている消火器により初期消火が有効に行える場合には、消火器が準備されているものとして取り扱っても差し支えない。

なお、消火器は4型以上の消火器を準備することとし、住宅用消火器は認められない。（法17条の3の3の点検義務はないが、腐食又は破損がある場合は適切な消火器を準備するよう指導する。）

#### 11 第1項第11号

使用中に器具を移動させ、又は液体燃料を補給することを禁止したものである。

燃料の補給に際しては、注意していても漏れを生じることがあり、漏油が移動式のこんろ又は移動式のストーブ自体の熱で蒸発し、燃焼中の炎等によって引火して火災となるおそれがある。特に本号を設けたのは、可燃性液体の火災の消火には、一般に水が使用できないため消火が困難であるという特性を重視していることによるものである。したがって、燃料の補給に当たっては、いったん火を消し、消火を確認してから行わなければならない。本号の違反による火災が多いことから、特に注意を要する規定である。

#### 12 第1項第12号

液体燃料が床又は畳等の上に漏出すると浸透拡大して、出火した際、大きな炎となるので、漏油を他に染み込ませたり、拡がらせたりしないために皿を設けることを規定したものである。「受皿」とは、JIS S2016及びS2019に規定されている置台をいう。

ストーブのいかなる部分から油漏れがあっても、置台外に滴下しない十分に大きさのもので、周囲に縁をめぐらし、滴下した油がこぼれ落ちないものである。

なお、漏油は、燃料の補給又は器具の移動の際に生じることが多いが、皿の上の漏油は、前号の規定の趣旨からも、常に拭き取っておくことが必要である。

#### 13 第1号第13号

点検及び整備は、器具の機能等について熟知した者に行わせることとしたものであって、「**必要な知識及び技能を有する者**」としては、石油機器技術管理士等が適当であると考えられる（第2条の【解釈及び運用】24を参照のこと。）。

#### 14 第2項

移動式のストーブにあっては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用することを規定したものである。

なお、対震自動消火装置の設置の義務付けは、J I S S2019（石油ストーブ）に基づくものである。

対震自動消火装置の付いた機器は、一定規模以上の地震動を感知して自動的に消火するものであり、J I Sでは、その構造と性能を規定している。その概要は、次のとおりである。

##### (1) 「周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて」

ア 100ガル（100cm/S<sup>2</sup>）で加振したとき、10秒以下で消火装置が作動しないこと。

イ 200ガル（200cm/S<sup>2</sup>）※で加振したとき、10秒以内で消火すること、又は5秒以内で燃焼を遮断し、かつ、落下可燃物の着火性試験により、発炎、着火しないこと。

なお、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。

(注) ※については、半密閉式の石油ストーブで燃料消費量が2,200g/hを超える機器、油だき温風暖房機、石油小型給湯器、油だきボイラの振動の加速度を170ガル（170cm/S<sup>2</sup>）としている。

(2) 日常生活で起こる振動により、そのつど作動していたのでは、使用上好ましくないので、100ガルで作動しない旨の下限を規定している。

(3) 地震の大きさによっては、人為的に消火操作ができないことがあるので、200ガル（又は170ガル）で消火することとしている。これは、震度階級のほぼ震度5弱（強度：80～250ガルの振動加速度とされている。）に相当する。また、震度5弱で必ず作動するかどうかについては、地盤、建物の構造、使用場所等により、その使用している機器が受ける振動加速度が違うので、震度5弱と発表された地域においても作動しない場合があり得る。

「**燃料の供給を停止する装置**」とは、燃料の燃焼部への供給を遮断することによって消火するもので、しん式燃焼器具以外の器具に使用されている。

(固体燃料を使用する器具)

第27条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
- (2) 置きごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。

別表第1 (第27条関係)

単位：センチメートル

種 類		離 隔 距 離 (cm)				備 考
		上方	測方	前方	後方	
移動式ストーブ	固形燃料	100	50 注6	50 注6	50 注6	注6：方向性を有するものにあつては100cmとする。
移動式コンロ	固形燃料	100	30	30	30	

【解釈及び運用】

1 本条は、炭、練炭等の固体燃料を使用する火鉢、置きごたつ等の器具について規制したものである。

2 第1項第1号

固体燃料を使用する火鉢について、底面過熱による火災の発生を防止するために規制している。電熱器、ガスバーナー等は、底面過熱が比較的少ないために除外しているのである。底面過熱を避ける方法としては、火鉢の規模によって一概にはいえないが、火鉢の直下の床、畳又は台が手を触れても熱く感じない程度に、空間をとり、又は砂、灰等を入れることを目安とすべきである。

3 第1項第2号

固体燃料を使用する置きごたつについて、火入れ容器から下面への伝熱による火災発生を防止するための規定である。固体燃料に限定したのは、電熱使用のものにあつては通常下面への伝熱防止がなされているので、これを除外するためである。固体燃料としては、通例多く用いられる木炭、たどん等を主たるものとして考えている。

火入れ容器の底部に脚を設けるなど通気性を確保し、遮熱措置をしてある置きごたつ及び不燃材料で造った遮熱板等が設けられている置きごたつなどで、使用中に可燃物表面の温度が80℃以上とならないものについては、第31条を適用し、「金属以外の不燃材料で造った台の上で使用していなくてよいもの」として取り扱う。

4 第2項

液体燃料を使用する器具と同様の取扱上の基準について、前条の基準の一部を準用したものである。

第26条第1項第1号を準用する場合の「**火災予防上安全な距離**」とは、第26条第1項第1号に規定する「**火災予防上安全な距離**」と同じである。

(気体燃料を使用する器具)

第28条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第26条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。

別表第1 (第28条関係)

単位：センチメートル

種 類				入 力	離 隔 距 離				備 考		
					上方	測方	前方	後方			
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	100	30	100	4.5	注4：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。 注5：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。	
					全周放射型	100	100	100	100		
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	100	4.5	4.5 <sup>注5</sup>	4.5		
					強制対流型	4.5	4.5	60	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	80	15	80	4.5			
				全周放射型	80	80	80	80			
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	80	4.5	4.5 <sup>注5</sup>	4.5			
				強制対流型	4.5	4.5	60	4.5			
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上こんろ（1口）	5.8kW以下	100	15	15	15	
					卓上こんろ（2口以上）、卓上型グリルこんろ	14kW以下	100	15 <sup>注4</sup>	15	15 <sup>注4</sup>	
				バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15	15
						卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5
					加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
						炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	30	10	10	10
				圧力調理器（内容積10リットル以下）	30	10	10	10			
	不燃	開放式	バーナーが露出	卓上こんろ（1口）	5.8kW以下	80	0	-	0		
				卓上こんろ（2口以上）、卓上型グリルこんろ	14kW以下	80	0	-	0		
			バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	-	0	
					卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7kW以下	30	4.5	-	4.5	
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	10	4.5	-	4.5	
					炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	15	4.5	-	4.5	
			圧力調理器（内容積10リットル以下）	15	4.5	-	4.5				

【解釈及び運用】

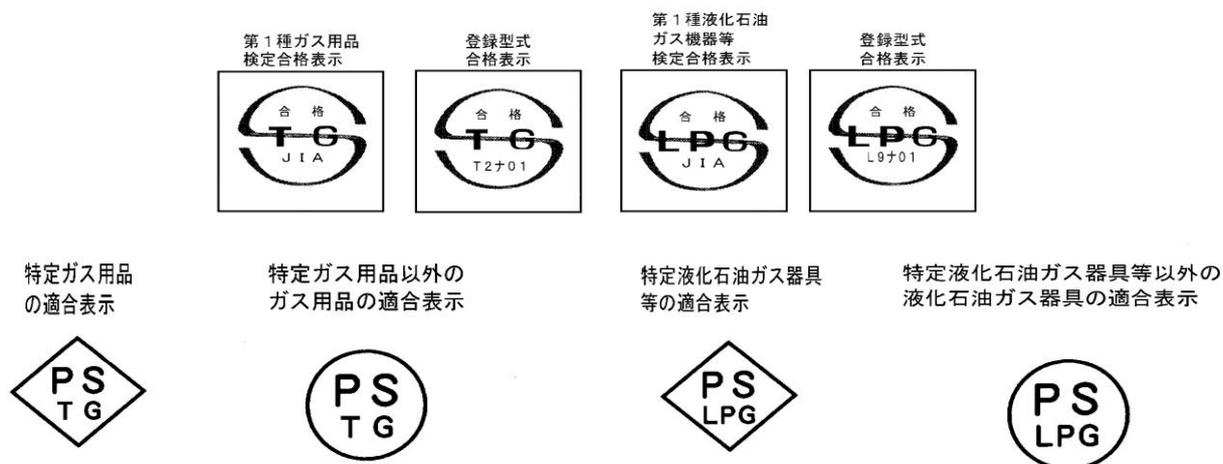
- 1 本条は、都市ガス及びプロパンガス等の気体燃料を使用する器具についての規定である。
- 2 第1項は、ガス用ゴム管を過度に長いものを使用した場合は折れ、ねじれが生じるおそれがあり、短すぎる場合は引張り等の力がかかるおそれがあるため、これらによる事故を防止するため「器具に応じた適当な長さ」としたものである。

「器具に応じた適当な長さ」とは、普通のゴムホースにあっては、原則として2m以内にすべきである。

3 第2項は、第26条第1項第1号から第10号までの規定が準用されることを規定している。

気体燃料を使用する卓上型こんろ、卓上型グリル、炊飯器等の調理用器具及び移動式ストーブを設置する場合の可燃物等からの離隔距離については次による。

なお、本項でいう調理用器具及び移動式ストーブは、JIS又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限られる。これらのものには、次のいずれかの証票が付与されている。



(財)日本ガス機器検査協会(JIA)検査合格・認証表示



(平成7年3月31日まで)

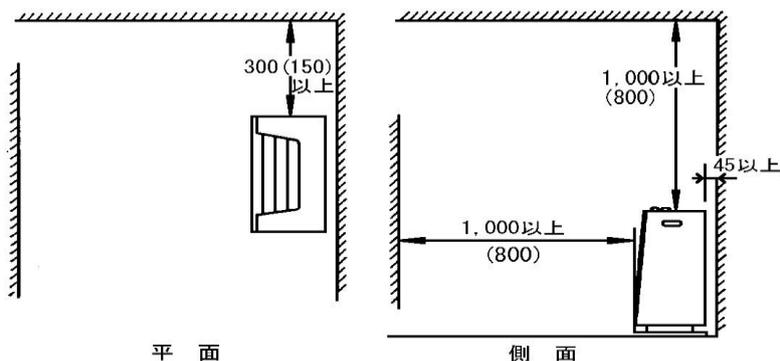


(平成7年4月1日から)

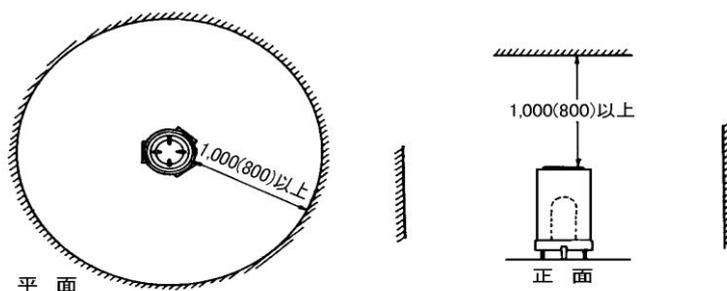
(1) 設置例

なお、離隔距離については、「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品」から保たなければならない離隔距離による。「不燃材料で防火上有功に仕上げをした建築物等及び防熱板」から保たなければならない離隔距離については、別表第1[不燃]の欄参照。

ア 前方放射型



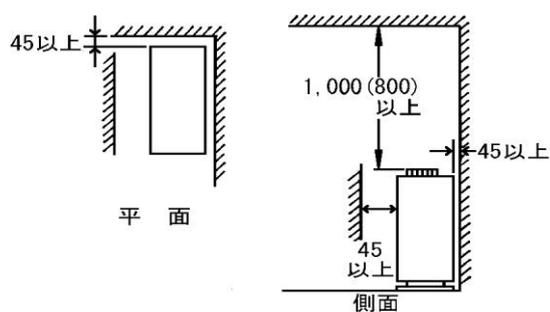
イ 全周放射型



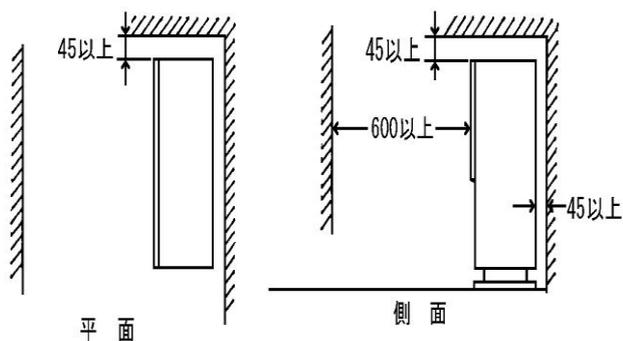
注 ( ) 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

図1 移動式ストーブと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm) (バーナーが露出)

ウ 自然対流型



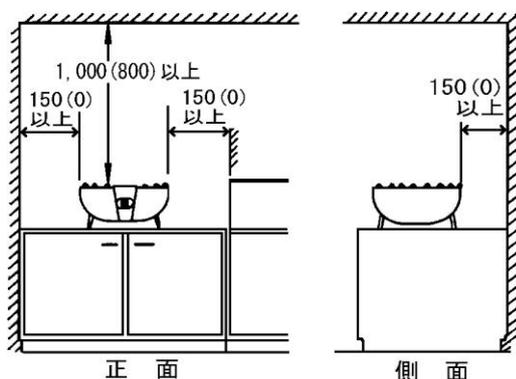
エ 強制対流型



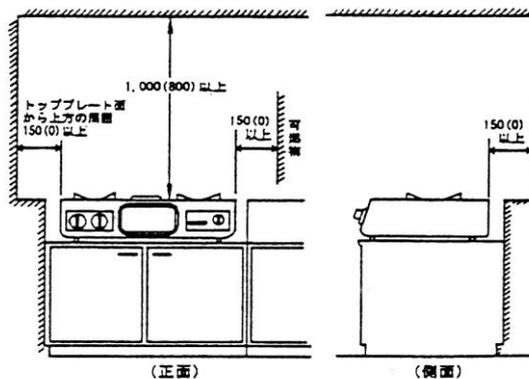
注 ( ) 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

図2 移動式ストーブと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm) (バーナーが隠ぺい)

オ 卓上型こんろ (1口)

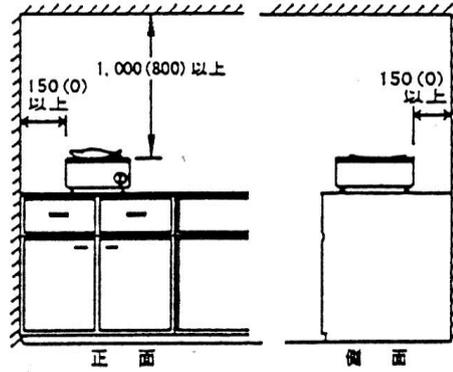


カ 卓上型こんろ (2口以上)、卓上型グリル付こんろ



注 ( ) 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

図3 こんろ (バーナーが露出) と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm)

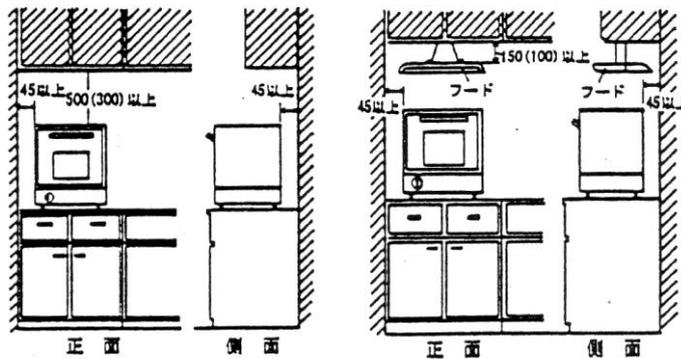


注 ( ) 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

図4 卓上型グリル（加熱部が開放されているもの）と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）（バーナーが隠ぺい）

キ フードを付けない場合

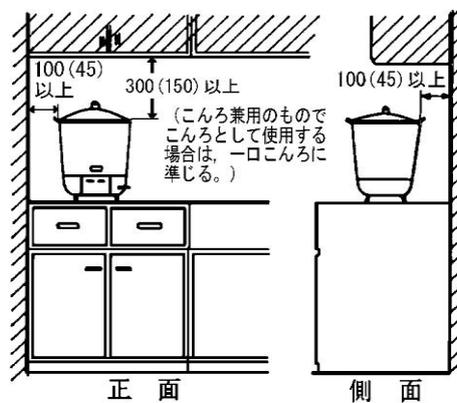
ク フードを付ける場合



注 ( ) 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

図5 卓上型オープン・グリル（火熱部が隠ぺいされているもの）と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）（バーナーが隠ぺい）

炊飯器（4ℓ以下）及び圧力調理器（内容積10ℓ以下）



注 ( ) 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

図6 炊飯器（4ℓ以下）及び圧力調理器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）（バーナーが隠ぺい）

- (2) 調理用器具のうち、卓上型こんろ等が排気フードの下において使用される場合にあっては、当該排気フードの構造について、厨房設備の排気フードの基準に準じたものとなるよう指導すること。
- (3) J I S又はこれと同等以上の基準に適合しないものは、火災予防上問題があり、個々の器具について、安全性の確認をする必要がある。
- (4) 卓上型こんろ等とグリズ除去装置の「火災予防上安全な距離」は、(1)にかかわらず、厨房設備とグリズ除去装置との火災予防上安全な距離に準じて指導すること。

(電気を熱源とする器具)

第29条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。
- (2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第26条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。）を準用する。

別表第1（第29条関係）

種 類			入 力	離 隔 距 離 (cm)				備 考
				上 方	測 方	前 方	後 方	
電気温風器	電 気	不燃以外	2kW以下	4.5 注7	4.5 注7	4.5 注7	4.5 注7	注7：温風の吹出し方向にあっては60cmとする。 注8：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（発熱体の外周からの距離）を示す。 注9：電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離（発熱体の外周からの距離）を示す。 注10：排気口面にあっては10cmとする。
		不燃		0 注7	0 注7	- 注7	04 注7	
電気こんろ	電 気	不燃以外	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	
				-	20 注8	-	20 注8	
				100	2	2	2	
		不燃	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	-	15 注8	-	15 注8	
				100	2	2	2	
				-	10 注8	-	10 注8	
電気レンジ	電 気	不燃以外	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	80	0	-	0	
				-	0 注8	-	0 注8	
				100	2	2	2	
		不燃	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	-	20 注8	-	20 注8	
				-	10 注9	-	10 注9	
				100	2	2	2	
電磁誘導加熱式調理器	電 気	不燃以外	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	-	15 注8	-	15 注8	
				-	10 注9	-	10 注9	
				100	2	2	2	
		不燃	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	-	10 注8	-	10 注8	
				80	0	-	0	
				-	0 注8	-	0 注8	
電気天火	電 気	不燃以外	2kW以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	
		不燃		10	4.5 注10	-	4.5 注10	
電子レンジ	電 気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10

ジ		不燃			10	4.5 注10	-	4.5 注10
電気ストーブ（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	電気	不燃 以外	前方放射型	2kW以下	100	30	100	4.5
			全周放射型		100	100	100	100
			自然対流型		100	4.5	4.5	4.5
		不燃	前方放射型	80	15	-	4.5	
			全周放射型	80	80	-	80	
			自然対流型	80	0	-	0	
電気乾燥機	電気	不燃 以外	食器乾燥機	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃			0	0	-	0
電気乾燥機	電気	不燃 以外	衣類乾燥機、食器乾燥機又は食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃			4.5 注11	0 注12	- 注12	0 注12
電気温水器	電気	不燃 以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0
		不燃			0	0	-	0

### 【解釈及び運用】

#### 1 第1項第1号

極めて一般的なことではあるが、電源を切り忘れ又は電源を切ったつもりが切れていなかった等による出火例が多いため規定したものである。また、タコ足配線やスルメ結束からの出火や、コンセント部分にほこりなどが堆積して発生するトラッキング現象により出火に至る例も多いので、注意する必要がある。

#### 2 第1項第2号

温度制御装置、過熱防止装置等の重要性、精密性等を考慮し、みだりに修理したり、別の不適合品いわゆる特性の異なる部品等と取り替えてはならないことを規定したものである。

実際の例としては、電気こたつの温度制御装置を素人が改造し過熱出火した例、温度ヒューズの代わりに電流ヒューズや銅線を接続し、過熱防止できず出火した例が多いので、注意する必要がある。

#### 3 第2項

電気を熱源とする器具について、第26条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する旨定めた規定である。ただし、同条第9号の2の規定については、電気ポット、コーヒーマーカー、炊飯器、電気毛布、電気あんか等であって、器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれがないものについては、適用しないものである。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第30条 火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第26条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、いわゆる火消しつぼについて規制したものである。
- 2 「火消しつぼ」は、本来密閉することにより、空気の供給を断ち、火を消す器具であるから、故障、破損をしたものでは、その目的を達することができないばかりか、かえって火災危険が生じる。また、ある程度の温度上昇は生じるので、可燃物から安全な距離を保有すること、及び可燃性のガス等に対し引火源となることを避けることが必要である。

したがって、第26条の規定のうち、第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定が準用される。

なお、この場合において、第26条第1項第1号で準用する「**火災予防上安全な距離**」とは、火消しつぼにあつては周囲15cm以上、その他の器具にあつてはこんろ、ストーブ及び火消しつぼに準じた距離以上をいう。

(基準の特例)

第31条 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくても、火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときはにおいては、適用しない。

【予防規則】

(例外規定による認定)

第19条 消防長にあつては条例第25条、第31条、第32条第1項ただし書、第52条、第62条及び第65条の規定により、消防署長にあつては条例第65条の規定により、それぞれ認定をするときは、当該防火対象物の関係者から資料を提出させ、又は当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査して行うものとする。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、第25条と同様に特例の基準は、従来、火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具にあつては、その取扱い及び周囲の状況からそれぞれ総合的に判断して当該規定の適用ができることとされていたが、技術開発により出現する特殊の器具についても火災予防上支障がないものについては同様の扱いができるものとした規定である。

なお、離隔距離の特例については、第25条の【解釈及び運用】を参照のこと。